

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 保安林の指定をする予定である件二件 一五
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件 一五
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 一六
- 道路の区域を変更する件二件 一六

告 示

福島県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年四月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
双葉郡浪江町大字井手字畑川八の三、八の四
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年四月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
双葉郡葛尾村大字葛尾字野行一〇〇の二
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、葛尾村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び葛尾村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）
- 福島県告示第二百九十一号
 - 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 - 令和七年四月十一日
 - 福島県知事 内 堀 雅 雄
 - 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西勝田字田中七一の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西勝田字下太池田一二六の一、一二七の一
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市上長折字片倉七八の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市東新殿字廻戸一の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市東新殿字駒場十七、字廻戸五六の一
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市東新殿字平石田八八、字二丁内五二、八八
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市田沢字日山一三、一五
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を須賀川市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 伊藤武志 伊藤勇 古川亀 古川広信 石井甲子治 石井周次 渡部準一 渡部正一 石井雅行 渡辺喜廣 柏木新八郎 酒井正 伊藤喜美雄 酒井清 柏木長作 石田三造 島山一郎 善方信孝
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和七年福島県告示第百三十五号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年四月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 齋藤興七 高井富士雄 高木吉蔵 高木久四郎 高木四郎 高木市四郎 高木尚三郎 高木庄兵衛 高木又四郎 佐藤師 佐藤ハツ 佐藤銀治 佐藤正治 佐藤孫二 佐藤大二郎 佐藤鉄太郎 菅野昂 菅野運作 菅野錦吾 菅野錦三 菅野勝治郎 菅野忠愛 太田シマ 太田永三郎 大田稲作 大田三蔵 長根季造 長根隆蔵 長根揆一 渡辺一 渡辺吉助 渡辺吉蔵 渡辺識蔵 渡辺蒸七郎 南嵩登 野崎武男 野崎勝男
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和七年福島県告示第十号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡下郷町大字南 倉沢字猪番場山八四〇 番二地先から 同 郡同 町大字南 倉沢字境峠八三四番二 地先まで 南会津郡下郷町大字南 倉沢字猪番場山八四一 番一地先から 西白河郡西郷村真船字	変更前 A 変更後 B	三・一 八・四 九・七 九〇・〇	二、七五五・三 五、八九〇・〇

福島県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

寺平二番一四地先まで	変更後		
南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場山八四一番一地从ら 西白河郡西郷村真船字寺平二番一四地先まで	B	九・七〇・〇	五、八九〇・〇

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡浪江町大字中浜 字西川原四九番一地从 ら 同 郡同 町大字両竹 字本町三九番一地从 先 ま で	変更前 A 一一・九〇 二二・七〇 B 一八・四〇 二三・七〇	変更後 A 一一・九〇 二二・七〇	一〇〇・五 一一一・一

(道路計画課)